

電線共同溝とは

道路局路政課道路利用調整室

(小学生の共同溝見学が終わり、車で現場から事務所へ戻る坂上係員と大野係員)

坂上係員

大野君、初めての共同溝の中はどうだった。

大野係員

いや、ケーブルや管路がびっしり設置されていたのでびっくりしちゃいました。でも、小学生は喜んでいたし、また来たいって言っていたよ。遊ぶところじゃないからだめよ。」って先生に言われてがっかりしてましたけど。

坂上係員

少しでも道路について興味を持ってくれれば、パンフレットを作ったかがあるわね。だけど、私と大野君で「道路のお兄さんとお姉さん」というのはちょっと恥ずかしかったな。

大野係員

僕はそうでもなかったですけど。あつ、坂上

さんは「お姉さん」じゃないってことですか。

坂上係員

ちよつと。それって私が「おばさん」だって

こと!

大野係員

冗談ですよ、冗談。

ところで、この先に電線共同溝を建設している区間がありますよね。

坂上係員

去年、工事が始まったところでしょ。

大野係員

ええ。その近くに住んでいる小学生から「僕の家の前もこれと同じものができるの?」って聞かれて、「電線だけが入っている共同溝だから、ここより小さいものが出来るんだよ」と教えてあげたんですが、具体的にどこが違うかと聞かれた場合、何て答えればいいんですかね。

坂上係員

まず、目的が違うでしょう。共同溝はこの間言ったように道路の掘り返しを防止することによって道路工事を少なくすることが目的だけでなく、電線共同溝の場合は、景観の整備を図る目的があるのよ。

大野係員

法律(※電線共同溝の整備等に関する特別措置法をいう。以下同じ)の第一条にそう書いてありますけど、実際のところ、電線共同溝を建設すると景観が良くなるんですか?

坂上係員

電線共同溝そのものが、美しいというのとはちよつと違うけれど、電線共同溝ができると、それまで道路上にあった電線が電線共同溝に収まることになるから、電柱や電線が地上からなくなることに繋がりますよ。

大野係員

あつ、そうか。

坂上係員

だから、電線共同溝整備道路として指定された区間は、基本的には、地上に電線や電柱を設置することができないこととなっているのよ。(※法律第九条)

大野係員

共同溝が設置される場合は地下の占用を制限することになるのに対して、電線共同溝が設置

される場合には地上の占用を制限することになるということですね。

坂上係員

そういうことになるわね。違うところが分かってきたみたいじゃない。それ以外に何かある？

大野係員

占用することができる事業者が、電線共同溝の場合は、意見を聴取する対象である電気事業者と第一種電気通信事業者に限られるんですよ。ね。

坂上係員

それは違うんじゃない。じゃあ、それ以外の事業者はどうなるの？

大野係員

えっ、それ以外の事業者が占用事業者になるってことはあるんですか。法律の第三条で、整備道路の指定をする時にも、供給地域に該当する電気事業者と第一種電気通信事業者の意見を聴かなければならないとなっていますから、この二事業者が対象なのだとばかり思っていたんですが…。

坂上係員

確かに法律上は、意見を聴取する対象としてその二事業者を挙げているけれど、だからといって、電線共同溝を占用できるのがその二事業

者だけってことではないのよ。

法律の第二条では、「この法律において『電線共同溝』とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」と定められているけれど、誰の電線かについては限定してないわよね。電線は、電気事業者の電力線や電気通信事業者の通信線だけじゃなくて、例えば、ケーブルテレビ放送や有線放送のために用いられるものもあるけれど、これらも「電線」である以上、電線共同溝に入れるのよ。だから、電線共同溝を占有することができるのは、必ずしも電気事業者や第一種電気通信事業者だけではないことになるわね。

ちなみに、意見聴取の対象も、二事業者以外の事業者から話を一切聴かないということではないの。通達(※)では、電線共同溝整備道路として指定しようとする道路の沿道を業務区域としている「有線テレビジョン放送施設者」つまりケーブルテレビの設備を設置している者がいれば、同じように意見を聴くこととしているのよ。

※ 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」(平成七年八月九日建設省道政発第七十五号道路局長通達。第一回)

大野係員

そうなんですか。じゃあ、例えば、小学生でも電線共同溝を占有することができるんですね。さっきの小学生に言ったら喜ぶだろうな。

坂上係員

ちよつと、たとえば極端なだけども。もちろん、法律の基準に適合しなければ占用を許可することはできないし、占用に伴って一定の範囲で費用を負担する必要があるのよね。

大野係員

さすがに、小学生のお小遣いではそれは無理ですね。

坂上係員

これ以外にも、共同溝と電線共同溝とは制度が異なる点はたくさんあるのよ。共同溝では占用料を徴収しないけれど、電線共同溝では占用料を徴収するようになっていたり(※法律第二十九条)、電線共同溝の場合は、收容能力に余裕があるときは、道路管理者の許可を受けて、完成後の電線共同溝に事後的に入ることができるところになっていたり(※法律第十一条)とか。こうした点を考えると共同溝と電線共同溝とは、物件の構造は似ているけれど、内容は別なものと考えていた方がいいかもしれないわね。

大野係員

共同溝は占用料を払わなくともいいんです

か？

坂上係員

厳密に言うと、共同溝の場合は占用料の規定も含め道路法の適用を除外して、占用料分については共同溝の建設に伴い負担する建設負担金の一部として一括徴収することになっているのよ。だけど、電線共同溝の場合は、共同溝と違ってあまり規模の大きくない事業者が占用する場合もあるから、そうした事業者の建設時の当初負担ができるだけ軽減されるように、道路法の規定を適用して、毎年度占用料を徴収するかわりに、建設負担金には占用料分は含めない方法にしたという考え方みたいよ。

大野係員

そうなんですか。確かに形は似ていますが、制度面ではいろいろと違うんですね。あつ、ここでですね、噂の電線共同溝の工事現場は。えーつと、完成予定が今年の六月かあ。もうすぐです。来年は電線共同溝の見学にしますか。

坂上係員

だけど、電線共同溝じゃ、小学生はもの足りないと思うけど？ 中に入れるわけじゃないしね。

大野係員

そうか。ところで坂上さん。事務所の方向ってこっちでしたっけ。なんか逆に向かってい

るような気がするんですけど。

坂上係員

しまった、道を間違えちゃった。まあいいわ。ついでにパトロールもしちゃいましょう。もし問い合わせの電話がかかってきても、課長が受けてくれるから心配ないわよ。

大野係員

そうですね。あつ、あそこの看板、不法占用じゃないですか。ちよつと降りて確認しましょう。

坂上係員

そうですね。(車を止める。)

(事務所まで電話を受けながら、二人の帰りを待つ渡邊課長)

渡邊課長

「もしもし、はい、そうですか……。」

(二人ともうまくいったかな。それにしても遅いなあ。何しているのかな?)

(この項終わり)